

会費改正と会員権停止について

一九七五年度より、会費年額11,000円の改定が総会に提出されました。物価高のおり心配ののですが、印刷費、郵送費の値上がりが会員会計を苦しめている事情を考慮して御協力いただきたいと存じます。

なお、経費節約のため、今後四年以上の未納者は会員権を停止し、ニュース等の発送を取り止めさせていただこうことに決りました。心苦しいことですが御了承いただきたく思います。従って、四六年度おやの会費の未納者は会費の納入がない限り、今回限りでニュースの発送を停止させていただきたいと思います。各年度別の会費と会員の未納額は別紙でお知らせします。会計年度は九月末日までとなります。

会費は従来通り振替で東京 80227 村落社会研究会あてでお送り下さい。